

基礎自治体による行政サービス提供に関する研究会 報告書について（概要）

研究会報告書の位置付け

- 我が国の総人口は、平成60年には1億人を下回ると推計され、高齢化率も約20%から約40%へと大幅に上昇するとの見込み。
- 第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」（平成25年6月25日総理手交）を踏まえ、市町村が基礎自治体としての役割を持続可能な形で果たしていくため、「連携協約」に基づく地方公共団体間の新たな広域連携のあり方を検討すべく、平成25年7月に研究会（座長：辻琢也一橋大学大学院法学研究科教授）を設置。計7回の議論を行い、平成26年1月24日に報告書を取りまとめ、新たな広域連携のあり方に関する指針を提示。
- 今後、平成26年度実施の先行的モデル構築事業を検証し、「連携協約」の記載事項や支援措置について更に検討。
- 施策の推進に当たっては、関係府省が連携して集中的に支援措置を講じていくことが必要。

「連携協約」の制度化

- 国家間の条約のように、地方公共団体間で「連携協約」を締結できる新たな仕組みを導入
 - ・ 地域の実情に応じて地方公共団体間で締結、紛争解決の手續もビルトイン
 - ・ 事務分担だけでなく、政策面での役割分担等についても、自由に盛り込むことが可能（例…圏域全体を見据えたまちづくりの方向性）
 - ・ 別組織（組合や協議会）を作らない、より簡素で効率的な相互協力の仕組み
- ⇒
- ・ 自由度を拡大して、より一層の広域連携を促進。
 - ・ 産学金官民の連携によるシティリージョンも推進。

※ 地方自治法改正案を次期通常国会に提出

地方圏

地方中枢拠点都市(圏)

- 地方中枢拠点都市の要件を満たす市と近隣市町村が締結する「連携協約」に、以下の役割ごとに具体的な取組を記載。「連携協約」締結により、圏域の境界(県境を含む)を越える都市間連携(シティリージョン)も推進。

※ 地方中枢拠点都市の要件:⑦政令指定都市、新中核市(地方自治法改正により人口20万人以上に要件を緩和予定)、⑧昼夜間人口比率1以上。全国で61市が該当(平均人口約45万人、中央値約34万人)。

① 圏域全体の経済成長のけん引

都市圏域内の多様な資源・企業・人材を動員し、地方中枢拠点都市が成長のエンジンとなり、産学金官民が連携して地方の経済をけん引

② 高次の都市機能の集積

都市圏域全体に対する高度・専門的なサービスを提供し、グローバルな人材が集まってくる環境を構築

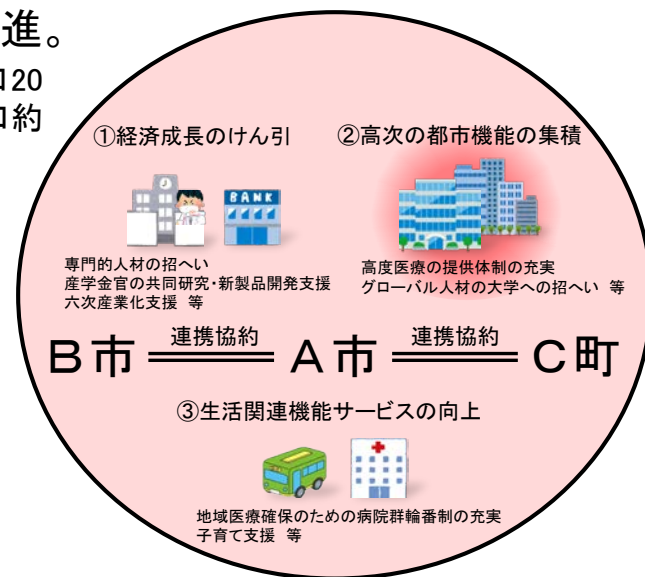
③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

都市圏域全体の利便性を向上し、近隣市町村の住民のニーズにも対応

- 上記役割に応じて、地方中枢拠点都市となる市に対して**地方財政措置(普通交付税及び特別交付税)**。

※ ③の役割については、地方中枢拠点都市と近隣市町村が協働しながら果たしていくものであることから、双方に対して地方財政措置。

- 地方中枢拠点都市の首長と近隣市町村の首長とが**定期的に協議**すべきことを「連携協約」に記載し、丁寧な調整を担保。

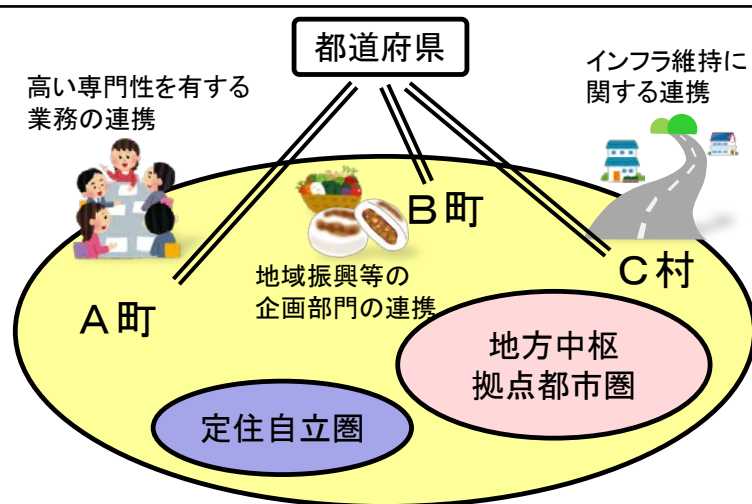


※ **定住自立圏** (人口5万人程度以上で昼夜間人口比率1以上の市を中心とする圏域)の取組を、地方中枢拠点都市圏以外の定住自立圏構想の対象地域では、一層推進。

地方圏

条件不利地域における市町村と都道府県の連携

- 地方中枢拠点都市等から相当距離がある等、市町村間の広域連携では課題の解決が難しい場合は、都道府県との連携も選択肢。
- **専門性が要求される各種社会福祉関連業務やインフラ維持に関する業務、地域振興等の企画部門の業務等**について、**地域の実情に応じて対象事務や連携方法を協議**して「連携協約」に記載。



三大都市圏

水平的・相互補完的、双務的な連携

- 現在は広域連携が進んでいないことを前提に、まずは、喫緊の課題である**公共施設**や**介護保険施設**のあり方等について、連携を検討し、これを端緒として「連携協約」に基づく連携を推進。

